

令和 2 年 6 月 12 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17H02464

研究課題名（和文）刑事再審手続法改革のための実証的、比較法的研究

研究課題名（英文）Study for improvement of the criminal retrial procedure

研究代表者

田淵 浩二（TABUCHI, Koji）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：20242753

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,300,000 円

研究成果の概要（和文）：刑事再審手続改革の課題と方向につき、基礎理論・各論の体系的な研究、国内実態調査及び各共同研究者による海外調査という3つの方法により研究を実施し、以下のような成果を得た。(1)近年の19の再審請求事件弁護団の聞き取り調査を実施し、具体的改革課題を明らかにできた。(2)刑事再審の理念、再審請求審の構造、再審請求人の弁護士依頼権、再審請求審の審判対象、新証拠の明白性の審査方法、違法捜査と再審、抗告審・異議審の手続に関する理論研究の成果を得た。(3)アメリカの死刑事件における手続保障、イギリスの誤判救済制度、ドイツの刑事再審手続、SBS理論の動搖に起因する海外の誤判救済の取組につき比較法研究の成果を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年の刑事再審請求審の運用には変化がみられており、19事例の弁護団からの聞き取り調査により、刑事再審手続の現在の諸課題を具体的に把握できたことの意義は小さくない。また、刑事再審手続の改革の方向及び内容については意見が対立する中、刑事再審手続全般にわたり総論及び各論的テーマにつき理論研究を深め、論文発表を通じて具体的な提案を行うことができた点に、学術的・社会的意義を認めることができる。さらに、諸外国の誤判救済制度との比較との比較を通じて、再審制度を通じた救済の特徴を明確にするとともに、より広い救済の取組も重要であることを明らかにできた点にも、本研究の学術的意義を認めることができる。

研究成果の概要（英文）：Results of this Research can be summed up in the next three points. (1) Interviews with lawyers' groups of the 19 retrial cases in recent years to concrete issues of the criminal review system. (2) Theoretical studies on themes of the principle and structure of the criminal review system, the right to counsel for a person who has been finally convicted and requests for the retrial, the reviewing object of the request hearing for a retrial, hearing methods of the clearness requirement of new evidence, relations of the illegal investigation and retrial grounds etc. (3) Comparative studies on the remedy systems for a wrongly convicted in foreign countries, as for the procedural guarantees in capital cases of the US, the special remedy system in England, the criminal retrial system in Germany and movements to review convictions on the Shaken-Syndrome-Baby theory in several foreign countries.

研究分野：刑事法

キーワード：刑事再審 誤判救済

1. 研究開始当初の背景

刑事再審制度の国内研究動向は大きく、(1)再審開始の判断にも「疑わしきは被告人の利益に」の原則の適用があることを肯定した、白鳥決定(1975年)が出されるまでの、いわゆる「開かずの扉」と言われた再審要件の解釈に関心が向けられた時期、(2)白鳥決定・財田川決定(1976年)が出されて以降の再審要件の評価方法に関心が向けられた時期、(3)そして、足利事件(2009)、布川事件(2009)の再審開始決定を受け、再審手続におけるDNA再鑑定や証拠開示の重要性が広く認識されるようになった時期に区分できる。第1期の研究は確定判決の効力と再審制度との関係に関する歴史的、比較法的な理論研究が中心であり、第2期の研究は再審開始要件の有無の判断をめぐる実務の実証的研究が中心であった。第1期から第2期初期にかけての優れた研究成果として鴨良弼編『刑事再審の研究』(1980)があり、第2期の研究成果としては、光藤景皎編『事実誤認と救済』(1997)、田中輝和『刑事再審理由の判断方法』(1996年)、川崎英明『刑事再審と証拠構造論の展開』(2003)などがある。第3期は、再審請求が顕著な増加傾向を示し始めた時期であり、実務の関心は再審開始要件の解釈運用から、再審請求のための弁護人の援助を受ける権利や記録の閲覧、証拠の保存、再審請求審における証拠開示、鑑定等の請求権、再審請求審における検察官の役割、再審開始決定と刑の執行停止などの手続問題へと広がっている。刑事再審手続の改革については過去に日弁連が再審法改正案(1977年案)を公表した際、手続法の改正にも言及していたが、当時の運用を前提としたものであり、今日の再審動向を踏まえた論点の再整理と立法論が重要になっている。

2. 研究の目的

研究は、再審請求事件が増えている近年の動向を踏まえ、再審請求に至る過程の実態調査(請求前における弁護士の協力の有無、協力するに至った理由)再審請求のための新証拠の獲得過程の近時の特徴、請求審における検察官関与の仕方の近時の特徴、再審請求審の肥大化の実態、訴訟指揮権による証拠開示の範囲の実態等を把握し、公判中心主義の実質化が再審に及ぼす影響、誤判救済制度としての再審制度の限界と再審外の誤判救済制度の利点などの新しい視点を加えながら、国内の実証的研究、外国の誤判救済制度の最新動向に関する比較法研究を含めた総合的研究を行い、新たな知見を踏まえつつ具体的成果として再審手続法改正要綱を作成することを目的に取り組んだ。

3. 研究の方法

上述の研究目的を達成するための研究方法は以下の通りである。

本研究に関連する国内外の文献を収集したうえで、各共同研究者による基礎理論・各論の体系的な研究、各班による国内実態調査、及び各共同研究者による海外調査という3つの方法により研究を実施し、全体研究会を通じて得られた知見を共有するとともに、あるべき刑事再審手続改革の中身につき意見交換を行った。

(1) 基礎理論・各論の体系的な研究

具体的には、再審手続の基礎理論、請求審の審判対象、再審準備及び請求後の弁護人の援助を受ける権利、請求前、請求審、開始決定後の検察官の役割のテーマにつき共同研究者の間で分担して研究を実施した。

(2) 国内実態調査の実施

具体的には、日弁連人権擁護委員会再審部会支援事件を中心に近年の再審請求事件の弁護団から聞き取り調査を実施するとともに、日弁連人権擁護委員会再審部会その他の民間団体、再審事件に造詣の深い裁判官等に対してインタビューを行った。聞き取り調査を行った対象事件は、狭山事件、名張事件、マルヨ無線事件、袴田事件、大崎事件、日野町事件、福井事件、鶴見事件、東住吉事件、姫路郵便局事件、札幌おとり捜査事件、湖東事件、松橋事件、小石川事件、豊川事件、恵庭事件、大阪個室ビデオ店放火事件、北稜クリニック事件の18件である。再審支援活動の実態については、日弁連の外に、国民救援会関係者に対するインタビューを実施した。その他、1名の元裁判官から再審請求審の運用に関してヒアリングを実施した。

(3) 海外調査

海外調査については、アメリカの冤罪センターにおける再審支援活動や検察官による誤判調査組織である「冤罪究明委員会制度」、イギリスの行政的な誤判調査機関であるCCRCの訪問調査を実施した。また、再審に限定したものではないが、乳幼児揺さぶられ症候群三徴候説に基づく冤罪事例の発見と救済の取り組みが世界に先駆けて行われていたスウェーデンにおける、冤罪救済活動の調査を実施した。さらに、ドイツの刑事再審制度との比較研究を実施した。

4. 研究成果

研究期間中に研究代表者及び共同研究者により49本の著書・論文・判例評釈等の研究業績が執筆公表された。主要な著書・論文の概要は以下のとおりである。なお、一部、研究期間後に公表したもの、または公表予定のものを含む。

(1) 刑事再審の現状分析

・石田倫謙「再審請求手続の現状と課題」法律時報92巻1号(2020年)69-74頁

日弁連再審支援事件全15事件(名張・袴田・マルヨ無線・大崎・日野町・福井・鶴見・東住吉・恵庭・姫路郵便局・豊川・小石川・湖東・松橋・難波ビデオ店)に加え、4件の著名再審事

件（北稜クリニック・狭山・飯塚・札幌おとり捜査）の弁護団からの聞き取り調査の結果を取りまとめたもの。再審請求手続の現状につき、三者協議が重要な機能を果たしており、三者協議の実施なくして証拠開示の勧告・命令はないこと、ほぼ全ての事例において証拠開示が何等かの形で再審開始決定に結び付いていること、再審弁護活動のための財政的基盤は弱く、日弁連支援決定を得るのも容易ではないこと等の分析が行われている。

(2) 刑事再審の理念

・中川孝博「再審請求審のライト化に向けて」季刊刑事弁護 91号（2017年）81-86頁

実務や学説にみられる再審請求審を肥大化させる方向の議論に対するアンチテーゼを示す意図から、再審請求審の「ライト化」モデルを提唱したもの。

・豊崎七絵「再審請求権の本質」法律時報 92巻1号（2020年）75-80頁

「再審請求権の憲法的根拠は、再審公判における「公正な裁判を受ける権利」の保障にある（憲法 32条、37条）」との前提に立ち、再審請求手続の基本的性格を、請求人の能動性と裁判所の後見性によって確保・遂行される、再審公判の準備のための、証拠の収集・保全を行う手続として位置づけ、再審公判の準備を主たる任務としつつ、再審理由と適法性の審査も併せて行う手続として規定すべきことを論じたもの。

(3) 再審請求審の構造

・斎藤司「再審請求手続における裁判所の権限と責務」法律時報 92巻1号（2020年）81-86頁

再審請求手続が「請求人関与型」、当事者主義化してきたことにつき、適正手続化という側面だけでなく検察官の積極的有罪立証活動が強まった側面があることや、現行法の下では請求人の実効的関与のため裁判所が事実調べや証拠開示につき積極的に職権発動を行うことは期待しがたいことの題点を指摘した上で、再審請求人に過度な手続上の負担を課さない方向での改革を論じたもの。

・水谷規男「再審請求と検察官」法律時報 92巻1号（2020年）87-92頁

刑事再審における検察官の役割は、公訴主体ではなく、無辜の救済という意味での公益の実現に向けて協力することであるとの前提に立ち、刑訴規則 286条の「相手方」とは対立当事者の意味ではなく、中立的・客観的な立場からの意見を求めたものであり、再審開始の方向で意見具申することがあってもよいことや、請求審継続中の刑の執行停止権限についても、元被告人の権利・利益の保護のために行使されるべきこと、刑訴法 450条は、裁判所が再審開始決定を行ったときに検察官による即時抗告を認めたものではないと解すべきこと、再審公判においても、再審開始決定の理由となった新証拠の証拠調べに抵抗することや、訴因変更請求して新たな事実について立証することはできないことなどを論じたもの。

(4) 再審請求人の弁護人依頼権

・豊崎七絵「再審請求人と弁護人との接見 秘密交通権の理論的基礎」葛野尋之=石田倫謙「接見交通権の理論と実務」(日本評論社、2018年) 135-153頁

再審請求人と弁護人との接見にも秘密交通権が保障されるべきことを、憲法 34条、32条及び 37条の趣旨、再審請求手続の構造、有罪判決の確定が秘密交通権に対する消極的評価を正当化する理由になるかという視点から論じたもの。

(5) 再審請求審の審判対象

・田淵浩二「再審請求審における審判対象論」法政研究 85巻3・4号（2019年）223-244頁

再審請求審の審判対象を確定判決時の訴因と公訴事実の同一性が認められる範囲と理解し、確定判決の事実認定に明らかな誤りが認められても、公訴事実の同一性の範囲内で有罪が認定できれば新証拠の明白性を否定してよいが、あるいは確定判決時の訴因を基準に再審理由の有無を判断すべきか、その中間的な場合はあるかにつき、5通りの考え方の整理した上で、原判決時に十分な防御の機会が付与された事実の範囲内で事実認定の修正はあってもよいが、そうでなければ再審公判を開いて防御の機会を尽くさせるべきことを論じたもの。

(6) 新証拠の明白性の審査方法

・関口和徳「再審における証拠の明白性の判断方法：「合理的な疑い」をどう判断すべきか」季刊刑事弁護 91号（2017年）70-76頁

刑訴法 435条6号の新証拠の明白性の判断方法につき、最判平 21・4・14 刑集 63巻4号 331頁における「合理的な疑い」の判断方法は新証拠の明白性判断にも妥当するというべきとの立場から、「合理的な疑い」を的確に判断するためには、旧証拠の全面的な再評価を回避することはできないことを論じたもの。

・田淵浩二「再審請求審における審理義務の範囲」大出良知先生・高田昭正先生・川崎英明先生・白取祐司先生古稀記念論文集「刑事法学と刑事弁護の協働と展望（仮）」掲載予定（現代人文社、2020年中に発行予定）

本稿は出版予定との関係で原稿は完成しているものの未公表である。職権主義構造をとる再審請求審において新証拠の明白性を判断するために裁判所が審理をすべき義務を負う範囲につき、従来の限定的再評価説、全面的再評価説及び二段階説の対立を踏まえ、単に抽象的に再評価すべき旧証拠の範囲を論じるのではなく、旧証拠の再評価のために裁判所が証拠の取寄せや取調べの権限を行使する義務が生じるのはどのような場合かという視点から論じることで、各説の対立がよりかみ合った議論となることを意図した論稿である。

(7) 違法捜査と再審

・高平奇恵「手続違背と再審理由」季刊刑事弁護 91号（2017年）59-65頁

手続違反が再審理由として位置付けられるべき理論上の根拠を検討したものの、有罪認定を支えた証拠の排除をもたらすような重大な手続違反についての新証拠がある場合は 435 条 6 号に該当するというべきであるだけでなく、例えば弁護人による実質的な援助の欠落といった、特定の証拠の排除と結びつかない手続違反についてもそれが憲法違反といえる程度の重大なものであれば、事実誤認の徴表として 435 条 6 号に該当しうると解すべきことが論じられている。

(8) 抗告審・異議審の手続

・豊崎七絵「再審理由追加の適法性とその法理 抗告審・異議審との関係」法政研究 84 巻 3 号 (2017 年) 605-646 頁

再審請求に対する即時抗告審または異議審において行われた証拠開示に基づき再審理由を追加することの適法性という、これまであまり議論されていないテーマについて考察したもの。いくつかの事例において事後審であることを理由に抗告審・異議審における再審理由の追加を認めない判断が行われているのに対し、事後審論よりも優先的に考慮されるべきは、誤判救済という再審の目的と、再審公判中心主義という再審の構造であるとの理由から、少なくとも抗告審等における証拠開示によって新たな再審理由が認められるにいたった場合や、抗告審等において再審理由を追加によってはじめて、再審開始決定が可能になる場合は、追加を許容すべきであることが論じられている。

(9) 比較法研究

・笹倉香奈「死刑事件と適正手続」法律時報 91 巻 5 号 (2019 年) 129-134 頁

アメリカの刑事司法において死刑事件についてはスーパー・デュープロセスと呼ばれる特別の手続が保障されている背景やその内容につき紹介したもの。死刑事件については第 1 審後の手続でも見直しが行われるうえ、上訴が尽きてしまい死刑執行期日が設定された後も、それが弁護人に通知され、死刑の執行を停止するための弁護活動や恩赦の申立てが行われるのに対し、日本においては死刑事件において特別の手続的保障が貧弱で、確定から執行に至るまでの手続保障がなく、同じ死刑存置国であっても、全く異なる状況にあることが指摘されている。

・葛野尊之「再審制度の課題に関する多角的考察(3) 誤判救済と再審制度: イギリス誤判救済制度からの示唆[最高裁 2019.6.25 決定]」判例時報 2434 号 (2020 年) 153-160 頁

本稿は公表が研究期間終了後となったが、本研究の成果として執筆されたものである。大崎事件特別抗告審決定が新証拠として提出された鑑定を明白性を否定する理由として鑑定の検討資料が不十分であることを指摘している点に着目し、そうであるならば請求人の証拠収集権限の欠如を補うために証拠開示手続が重要になるところ、再審請求手続における証拠開示がそのような機能を果たせていないこと、これに比べて、イギリスの誤判救済制度である刑事事件再審委員会の場合、請求が容易である上に、職権により徹底した記録の取寄せと調査を行うことができる仕組みになっていること、裁判所とは異なる独立委員会による誤判の調査であること、確定判決破棄の「現実的可能性」が再審付託の基準になっており、破棄されることが確実な事件でなくても付託されていること、などの特徴を指摘した上で、日本の誤判救済手続にも参考にすべき点があることを指摘したもの。

・齋藤司「ドイツ」日本弁護士連合会再審における証拠開示に関する特別部会編『隠された証拠がえん罪を晴らす: 再審における証拠開示の法制化に向けて』(現代人文社、2018 年) 64-75 頁

現行刑訴法が手続規定をほぼそのまま引き継いでいる旧刑訴法の再審制度のモデルとなったドイツにおける、再審請求人に対する手続的保障の強化や確定記録の閲覧制度の拡大を外観した上で、再審請求審が職権主義構造であることが、直ちに再審請求審における証拠開示の否定につながるわけではないこと、再審請求審を重いものにしなくても、十分な手続的保障を認めることは可能であること、職権主義は裁判所の裁量を全面的に認めるということの意味しないことなどを指摘したもの。

(10) 誤判救済の取組例

・笹倉香奈「乳幼児揺さぶられ症候群とは」季刊刑事弁護 94 号 (2018 年) 10-20 頁

海外における再審制度以外の誤判救済の取組例として、乳幼児ゆさぶられ症候群 (SBS) 理論に基づく児童虐待の認定に対し、その後、アメリカを中心に同理論の信頼性に疑問が提起されるに至り、誤判救済のために、アメリカの他、イギリス、カナダ、スウェーデンにおいて過去の有罪事件に対する大規模な検証の取組が行われていることを紹介し、日本でも同様の検証が必要であることを説いたもの。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計44件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 2434
2. 論文標題 再審制度の課題に関する多角的考察(3)誤判救済と再審制度: イギリス誤判救済制度からの示唆[最高裁2019.6.25決定]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 153-160
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田淵浩二	4. 巻 92巻1号
2. 論文標題 企画趣旨(小特集 刑事再審手続の最前線 「再審格差」の解消に向けて)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 65-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田淵浩二	4. 巻 1544号
2. 論文標題 刑訴法435条6号の証拠の明白性を認めた再審開始決定を特別抗告審が取り消した事例 大崎事件第3次再審請求(最一小決令和元・6・25)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 令和元年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊)	6. 最初と最後の頁 173-174
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 92巻1号
2. 論文標題 再審請求権の本質(小特集 刑事再審手続の最前線 「再審格差」の解消に向けて)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 75-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 102号
2. 論文標題 大崎事件最高裁決定による刑訴法411条1号準用の「論理」とその不当	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 69-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 103号
2. 論文標題 布川国賠東京地裁判決を読んで	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊救援情報	6. 最初と最後の頁 13-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉香奈	4. 巻 91巻5号
2. 論文標題 死刑事件と適正手続	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 129-134
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉香奈	4. 巻 60巻1-4号
2. 論文標題 乳幼児揺さぶられ症候群 (SBS) 事件とえん罪 : 大阪高裁2019年 (令和元年) 10月25日判決を素材に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 甲南法学	6. 最初と最後の頁 217-241
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水谷規男	4. 巻 92巻1号
2. 論文標題 再審請求と検察官（小特集 刑事再審手続の最前線 「再審格差」の解消に向けて）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 87-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水谷規男（共著）	4. 巻 91巻13号
2. 論文標題 学界回顧（刑事訴訟法）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 186-198
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤司	4. 巻 92巻1号
2. 論文標題 再審請求手続における裁判所の権限と責務（小特集 刑事再審手続の最前線 「再審格差」の解消に向けて）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 81-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤司	4. 巻 101号
2. 論文標題 全面証拠開示論の再検討 憲法論・政策論の二元的根拠論の試論的提唱	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 45-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 斎藤司	4. 巻 92巻3号
2. 論文標題 証拠の保管・管理の在り方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 12-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 92巻1号
2. 論文標題 再審請求手続の現状と課題 (小特集 刑事再審手続の最前線 「再審格差」の解消に向けて)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 69-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識 (共著)	4. 巻 91巻7号
2. 論文標題 刑事訴訟法 (『2018年 判例回顧と展望』)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 210-225
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 776号
2. 論文標題 職務遂行弁護士 (刑事収容施設法 1 2 7 条 2 項 3 号) と受刑者との間における信書の秘密性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 126-126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 関口和徳	4. 巻 26号
2. 論文標題 再審における証拠の明白性の判断方法（大崎事件第3次再審特別抗告審決定）（最一小決令1・6・25判時2422号108頁）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 213-216
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 関口和徳	4. 巻 2398号
2. 論文標題 新証拠による自白の信用性の減殺を理由に再審開始を認めた原決定の判断を是認した事例 松橋事件再審即時抗告審決定」（福岡高判平29・11・29判時2368号87頁）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 154-158
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 99号
2. 論文標題 弁護士が受刑者に宛てて発した信書の検査（意見書要約版）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 67-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 781号
2. 論文標題 恣意的拘禁と刑事手続	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 34-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野 尋之	4. 巻 18巻3号
2. 論文標題 訴訟代理人弁護士が受刑者に宛てて発した信書の検査をめぐる法的問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 67-106
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田淵 浩二	4. 巻 96号
2. 論文標題 即時抗告審におけるDNA鑑定評価の問題点 (特集 袴田事件即時抗告審決定の批判的検討)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 86-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田淵 浩二	4. 巻 85巻3・4号
2. 論文標題 再審請求審における審判対象論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 223-244
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 笹倉 香奈	4. 巻 94号
2. 論文標題 乳幼児揺さぶられ症候群とは	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 10-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉香奈	4. 巻 22号
2. 論文標題 死刑確定者たる再審請求人と再審請求弁護人との書類等の授受	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 199-202
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉香奈	4. 巻 463号
2. 論文標題 〔平成の法律事件〕足利事件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 10-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水谷規男	4. 巻 90巻10号
2. 論文標題 判例時評「袴田事件・確定判決からの50年を問う」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤司	4. 巻 28号
2. 論文標題 井戸田刑事訴訟法理論と「当事者主義」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 犯罪と刑罰	6. 最初と最後の頁 109-130
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 関口和徳	4. 巻 24号
2. 論文標題 控訴審における事実誤認の審査方法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 195-198
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高平奇恵	4. 巻 70巻2号
2. 論文標題 刑事手続における司法アクセス	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自由と正義	6. 最初と最後の頁 23-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川孝博	4. 巻 96号
2. 論文標題 再審請求事件における抗告審の審査のあり方 (特集 袴田事件即時抗告審決定の批判的検討)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 101-105
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 90巻8号
2. 論文標題 訴訟法上の事実の認定の瑕疵に関する新規・明白な証拠と刑法435条6号 札幌おとり捜査事件即時抗告 棄却決定	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 132-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 96号
2. 論文標題 特集・袴田事件即時抗告審決定の批判的検討 企画の趣旨	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 72-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 葛野尋之	4. 巻 22巻
2. 論文標題 日本的刑事司法改革 (方海日訳・倪潤訳校)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 訴訟法学研究	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 91
2. 論文標題 再審理論の現代的意義 : 本特集の趣旨 (特集 再審理論の新展開)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 56-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高平奇恵	4. 巻 91
2. 論文標題 手続違背と再審理由 (特集 再審理論の新展開)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 59-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 関口和徳	4. 巻 91
2. 論文標題 再審における証拠の明白性の判断方法：「合理的な疑い」をどう判断すべきか (特集 再審理論の新展開)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 70-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川孝博	4. 巻 91
2. 論文標題 再審請求審のライト化に向けて (特集 再審理論の新展開)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 81-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川孝博	4. 巻 57-1
2. 論文標題 再審請求事件の審理対象及び決定の在り方について：大阪高等裁判所(第6刑事部)平成28年3月15日決定を契機として (特集 再審理論の検討)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 50-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 豊崎七絵	4. 巻 84-3
2. 論文標題 再審理由追加の適法性とその法理 抗告審・異議審との関係	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 605-646
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉香奈	4. 巻 92
2. 論文標題 「乳幼児揺さぶられ症候群・火災調査」(連載アメリカの科学的証拠最前線)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 146-151
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笹倉香奈	4. 巻 59-3.4
2. 論文標題 冤罪とバイアス	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 甲南法学	6. 最初と最後の頁 81-91
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水谷規男	4. 巻 52
2. 論文標題 判例評釈	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 123-127
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水谷規男	4. 巻 2347
2. 論文標題 判例評釈	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 168-174
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 石田倫識
2. 発表標題 イギリス刑事事件再審委員会の現状と課題
3. 学会等名 日本刑法学会関西支部
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 斎藤司
2. 発表標題 証拠保管の規律と再審請求審における公判未提出証拠の取扱い
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 笹倉香奈
2. 発表標題 死刑事件と適正手続
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計10件

1. 著者名 豊崎七絵	4. 発行年 2019年
2. 出版社 燦燈出版	5. 総ページ数 294 (担当頁270-271)
3. 書名 冤罪白書2019	

1. 著者名 笹倉香奈	4. 発行年 2019年
2. 出版社 燦燈出版	5. 総ページ数 294 (担当頁278-282)
3. 書名 冤罪白書2019	

1. 著者名 高平奇恵	4. 発行年 2019年
2. 出版社 燦燈出版	5. 総ページ数 294 (担当頁104-107)
3. 書名 冤罪白書2019	

1. 著者名 水谷規男	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 1297(担当頁: 1166-1241)
3. 書名 後藤昭・白取祐司編『新・コンメンタール刑事訴訟法(第3版)』(435条~507条を担当)	

1. 著者名 齋藤司	4. 発行年 2018年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 149 (担当頁: 64-76)
3. 書名 日本弁護士連合会再審における証拠開示に関する特別部会編『隠された証拠がえん罪を晴らす: 再審における証拠開示の法制化に向けて』(「ドイツ」を担当)	

1. 著者名 豊崎七絵	4. 発行年 2018年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 310 (担当頁: 135-153)
3. 書名 葛野尋之 = 石田倫識 『接見交通権の理論と実務』 (「再審請求人と弁護人との接見 秘密交通権の理論的基礎」を担当)	

1. 著者名 斎藤司	4. 発行年 2017年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 336 (担当頁: 268-295)
3. 書名 捜査と弁護 (シリーズ刑事司法を考える第2巻、佐藤博史責任編集)	

1. 著者名 田淵浩二	4. 発行年 2017年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 336 (担当頁: 2-22)
3. 書名 捜査と弁護 (シリーズ刑事司法を考える第2巻、佐藤博史責任編集)	

1. 著者名 石田倫識	4. 発行年 2017年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 320
3. 書名 刑事司法を担う人々 (シリーズ 刑事司法を考える第3巻、後藤昭責任編集)	

1. 著者名 葛野 尋之	4. 発行年 2017年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 320
3. 書名 刑事司法を担う人々 (シリーズ 刑事司法を考える第3巻、後藤昭責任編集)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	笹倉 香奈 (SASAKURA Kana) (00516982)	甲南大学・法学部・教授 (34506)	
研究分担者	水谷 規男 (MIZUTANI Norio) (20211584)	大阪大学・高等司法研究科・教授 (14401)	
研究分担者	斎藤 司 (SAITO Tsukasa) (20432784)	龍谷大学・法学部・教授 (34316)	
研究分担者	石田 倫識 (ISHIDA Tomonobu) (20432833)	愛知学院大学・法学部・教授 (33902)	
研究分担者	関口 和徳 (SEKIGUCHI Kazunori) (20507157)	愛媛大学・法文学部・准教授 (16301)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	高平 奇恵 (TAKAHIRA Kie) (30543160)	東京経済大学・現代法学部・准教授 (32649)	
研究分担者	中川 孝博 (NAKAGAWA Takahiro) (40330352)	國學院大學・法学部・教授 (32614)	
研究分担者	豊崎 七絵 (TOYOSAKI Nanae) (50282091)	九州大学・法学研究院・教授 (17102)	
研究分担者	葛野 尋之 (KUZUNO Hiroyuki) (90221928)	一橋大学・大学院法学研究科・教授 (12613)	